令和4年8月 富士宮市教育委員会定例会 議事録

- 1 日時 令和4年8月23日(火) 午後1時29分~午後3時2分
- 2 場所 市議会第2委員会室
- 3 出席者 教育長、教育委員及び説明のための事務局職員
- 4 日程
- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 教育長報告
- 第3 議第25号 富士宮市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱又は任命について
- 第4 (仮称)富士宮市立郷土史博物館整備の推進について
- 5 会議内容
- 第1 会議録署名委員の指名について

第2 教育長報告

市教育講演会の報告

最初に、富士宮市の教育講演会について、7月28日に市民文化会館で天笠茂先生をお迎えして講演会を開催しました。深い学びをどのように考えたらいいのか、それから深い学びが成立するためにどのような授業をしたらいいのかということで、その考え方についてお話をいただきました。結論として、その深い学びというのは、今富士宮市の取り組んでいるカリキュラムマネジメントに基づいた教育課程のもとに進めれば行き着くのではないでしょうかというお話でした。その中で、富士宮市で深い学びが成立するためには、主体的というところが一番重要であり、富士山学習は、学びそのものがアクティブなので、それを大事にしていったらどうでしょうかというお話をいただきました。

新型コロナウイルス感染症への対応

その他で、新型コロナウイルス感染症がまん延している中で新学期が始まります。現在、国評価レベルは2のままですが、国評価レベル3程度の感染状況であり、実際には国評価レベル3の対応以上のものをしていく必要があります。そのため、改めて感染防止に係る今後の学校の対応についてお願いしたいことをまとめて、明日付けで各学校に通知します。

・部活動の地域移行に係る進捗状況

運動部の地域移行について、スポーツ振興課と学校教育課の課長を中心にして、どのような段取りで進めていくか、調整の話合いを始めました。あわせて、運動部の方向性が見えたところで、文化部についても地域移行を提言されています。今あるそれぞれの課題に関して新聞に取り上げられた記事と文化部の現状と休日の部活動の地域移行に伴う課題等について全国都市教育長協議会でまとめた資料をご用意しました。いずれ資料にあるようなことが課題になって、それを解決してい

くという方向で話合いが進んでいくと考えています。ある程度富士宮市の方向性が出たところで一度定例教育委員会のほうにお諮りするような形になります。今後、定例会で報告をさせていただきますので、またそれまでに確認をしてください。

第3 議第25号 富士宮市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱又は任命について (教育長)

「日程第 3、議第 25 号 富士宮市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱又は任命について」を 議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

(学校教育課)

それでは、議第 25 号 富士宮市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱又は任命について説明いたします。

8月31日付けで通学区域審議会委員12名が任期満了となるため、添付の通学区域審議会委員名簿のとおり、委嘱又は任命するものであります。任期は、令和4年9月1日から令和6年8月31日までの2年間です。

第1号委員、8名のうち新しい委員は4名です。

また、第2号委員、学識経験者は、4名のうち新しい委員は1名です。

よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

(教育長)

質疑なしと認めます。

質疑が終了しましたので、議第25号について採決をします。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第25号は原案のとおり可決されました。 以上で本日の定例会に付議された議案の審議は全て終了しました。

第4 (仮称)富士宮市立郷土史博物館整備の推進について (教育長)

次に、「日程第 4、(仮称)富士宮市立郷土史博物館整備の推進について」、事務局から説明をお願

いします。

(文化課)

それでは、(仮称)富士宮市立郷土史博物館整備の推進について報告させていただきます。

まず、6月以降に行いました博物館基本構想についての市民説明の状況について報告いたします。 地域説明会におきましては、6月15日から7月6日にかけ、中学校区ごとに計13回行いました。参加者は、合計で282人でした。現在、説明会の議事内容と質疑応答について、8月末にホームページに掲載するよう準備を進めているところでございます。

次に、6月25日には富士宮市郷土史同好会の総会において、また7月26日には富士宮市生涯学習委員会において、基本構想の説明をさせていただいております。

8月7日には、小学生とその保護者を対象に、土器の整備などの体験を通じて、富士宮市が目指す研究拠点としての博物館の姿を理解していただくための体験会を実施しております。

次に、博物館基本構想に関する情報公開への対応につきまして報告をさせていただきます。区切りとしまして、3月22日の全員協議会からの経過について説明をさせていただきます。

まず、この検討委員会を行うにあたって、会議における率直な意見交換を阻害しないよう、会議の傍聴及び議事録の公開は行わないということが前提となっておりました。これについては事務局である文化課としても、また市全体としても認識を改めなければいけないということで、反省しておるところでございます。今後は情報公開が原則であることを踏まえて対応していくということで進めていきます。

次に、3月22日の市議会の全員協議会における基本構想について説明いたしました際の資料請求、それから、公文書開示請求について、いわゆるのり弁と言われました資料提供になっております。こちらは、やはり情報公開制度の趣旨を十分踏まえない対応となってしまったということで反省すべき点だと考えております。

その後、議会の対応がございます。こちらにつきましては、市議会の議長から全市議会議員に通知がされているということです。

6月2日につきましては、議会事務局から5月18日の公文書開示請求に対し、いわゆるのり弁を出したということで、こちらにつきまして同じ資料を市議会議員に提供するという旨を通知させていただいたという状況です。

次に、令和4年6月17日につきましては、議員から、検討委員会の議事録の一部開示について、一般質問の通告がございました。その後、令和4年6月21、22日にかけまして、行政課を含め、議員の一般質問への対応を協議しております。この中で検討委員会の議事録を改めて精査いたしましたところ、公開しても誹謗中傷につながるような具体的なおそれがあるとまでは言えないということで、開示すべきと判断を変えております。また、文化課から検討委員会の委員各位に個別に連絡いたしまして、全員から議事録の公開についての了承を得ております。

7月1日には、議員の一般質問がございました。その中で公文書の公開については開示を前提とするよう全庁的に改めるという副市長の回答もありまして、そのような中で郷土史博物館についても今後請求があれば公開するということで行っております。また、この際同時に基本構想の決定についての教育委員会の議決事項ではないと判断した根拠法令であるとか、地域説明会で市民から出された意見が全て分かる資料、実施することになっていた市民の意見聴取の中で出された意見が全て分かる資料の提供依頼がございました。

その後、7月4日に公文書開示請求がございました。内容としましては、(仮称)富士宮市立郷土 史博物館基本構想策定のための検討委員会の会議の非開示を決定したことに係る決裁文書につい てです。これは、市議会議員から検討委員会の傍聴希望がありました。口頭で、傍聴できますかと いうニュアンスでお問合せがあったものに対して、今お断りしておりますというような回答をして おりますので、文書は不存在ということで通知しております。

次に、(仮称)富士宮市立郷土史博物館基本構想策定のための検討委員会の会議録を部分開示としたことに関しての決裁文書、こちらは5月18日に請求があったものに対して、いわゆるのり弁になったものを出した、その決定についての文書の開示請求です。こちらについては、個人情報に関するものを伏せて開示しております。

また、(仮称)富士宮市立郷土史博物館基本構想の策定についての決裁文書の請求がございました。 こちらについては全部を開示しております。

次に、(仮称)富士宮市立郷土史博物館基本構想検討委員会の第2回から第4回までの会議録の資料につきまして、のり弁ののりを外した形になりますが、資料の提供をしております。

7月19日に公文書開示請求に対して回答しておりますが、その中で改めまして開示請求が1つ追加でございました。これは会議の記録を録音した音声データの開示請求でございます。こちらにつきましては、市全体としてということもございますので、対応を書かせていただいております。こちらのうちの第1回の会議の音声データにつきましては、持ち回りで職員がそれぞれのお宅へ伺って説明するという形を取りましたので、データがないということで非開示としております。

それから、第2回から第4回までの会議の録音データにつきましては、これは市の機関の内部検 討に関する情報であって、公にすることによって率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあ るということで、条例の第7条第5号により非開示と決定しております。この理由としましては、 判断の理由以下に書いてございますが、川崎市教育委員会の会議の音声データ開示が、これが開示 請求を拒否するということに対して妥当だという判断をされた判例を参考にしております。どうい うことかと申し上げますと、正式な会議録の作成過程において、各発言者の発言がそのまま文章化 されたとすると真意が伝わりにくい場合や誤解を生じさせる懸念がある場合等には、多少の表現の 修正の希望が出されることは実務上あると。こうした対応については、発言内容を全く置き換える ものではない限り許容されるものである。これに対して、口頭で生の発言のやり取りを録音した音 声等の電磁記録については、発言の趣旨が明確になるよう精査を行った上で作成された会議録とは 異なって、発言者の本来の意図とは異なる形で解釈されることもあり得るということは否定できな い。録音データを様々な場面で再生することが可能となる。要するに一部だけ切り取って都合のい いように編集するということはできるということで、そういったものが複製やインターネット上で の公開も容易になってしまうということから、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわ れるおそれがあるというふうなことで判決がされております。これに基づきまして、会議録の生の 録音データについては、非開示ということで、今後そういう取扱いにしていくということで行政課 とも協議をしております。

最後ですけれども、議会への資料提供として議員から請求がありました資料についての対応を記載させていただいております。1番目につきましては、これは法的な観点で行政課から説明をし、対応しております。

次の地域説明会で市民から出された意見が全て分かる資料ということなのですけれども、こちらについては先ほど報告させていただきましたが、現在議事録を作成中ですので、作成後に公表する

予定であるということで回答しております。実施することになっていた市民の意見聴取の中で出された意見ということですけれども、こちらは新型コロナウイルス感染症まん延の状況の中で、市民からの意見聴取はできていないということは事前に説明してございます。そのため、該当する文書はないということで回答をさせていただいております。

以上、郷土史博物館に係る情報公開について報告をさせていただきます。

(教育長)

以上で事務局からの説明は終わりましたが、この際、御質問等がありましたらお願いします。

(教育委員)

最初の市民への説明状況ですけれども、13 会場について開催されたということで、大変御苦労なさったのだろうと思われます。まさしく今回のような形で様々な意見があり、なおかつ議会のほうからも附帯決議を付された上での予算の執行など条件がついているものであるからこそ、市民に対する説明というのは丁寧にやるべきだという観点から今回行われたのだろうと理解をしています。これについては大変よかったのだろうと思われます。特に地域説明会についてですけれども、8月中には、質疑応答された内容について公開予定だということであります。このように市民に対して説明をしていく、あるいは市民のほうからの意見を十分聞いていくということが今後とも大事だろうと思われますので、この姿勢で続けていただきたいと思います。

その中で、この間の情報開示に対する当局の対応については大変反省する点があるだろうと思われます。今お話がありましたけれども、基本的に我々のやっている行為そのものは、市民に対して開示するという立場で物事を考えていく必要があるだろうと思われます。そういう点から見ますと、最初の部分で、様々な立場からの批判が予想されるということから、十分な審議がされないだろうということを考えて非開示を前提とし、開示、非開示についてはあまり議論していないようなスタートだったと読めます。今後はぜひそこは、今回の地域説明会を開催したのと同じような立場で、基本的には開示をすると、その中で個人の権利あるいは将来にかかっての方針に重大な欠陥や影響を及ぼすものについては、やむなく非開示というようなスタンスをこれからもぜひ守っていただきたいと思います。何よりも今後の博物館整備推進について、今回の開示に関する事実が恐らく影響してきているのだろうと思われます。今後の計画立案に関しても、タイムスケジュールも含めて、今回与えてしまった誤解を極力ひもとく、説明するという立場で、つまり当初の計画の中で最大限努力をしていくべきだろうと思いますので、要望させていただきます。

(教育長)

ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、ないようですので、質問を終わります。